

土地利用一体型水防災事業の経緯

(背景)

山間狭隘地区の治水対策において、築堤方式による改修を実施した場合築堤による買収対象面積が多く、地域社会の破壊を招くことや、堤防と裏山との間で住環境の悪化を招く等著しく不合理なこと等から改修が遅れてきた。一方で、上流や対岸等の改修に伴い一体的に治水整備を行う必要が生じた。

S60 目) 河川改修費補助 目細) 特定河岸地水害対策事業費補助の創設

上記の山間狭隘地区において、河川工事と相まって宅地の盛土・家屋の嵩上げ等を実施

(背景)

治水対策の緊急性が高い地域において、治水効果の早期効果発現を図るため、土地の有効利用を図りつつ、輪中堤や二線堤の設置等を行う地域水防災対策制度の創設 (直轄河川改修費、河川改修費補助で実施)

H2 目) 河川改修費補助 事項) 宅地等水防災対策事業費補助の創設

通常の築堤方式にかえて、宅地等を水害から防御するために地盤の嵩上げを行う。

の拡充

H2 の地域水防災対策制度の創設で河川改修補助から輪中堤や二線堤の整備を集中的、計画的に推進することに鑑み

H4 目) 河川改修費補助 目細) 耐水型地域整備事業費補助の創設

堤内地が閉鎖型等の地形条件等から氾濫水による壊滅的な被害を受けやすい地域において、河道対策や氾濫地域対策を推進する総合的な耐水型地域整備を実施。

H7 目) 河川改修費補助 目細) 水防災対策事業費補助 事項) 田園地域集落治水事業の創設

上下流バランスの関係や諸条件から改修実施までに、長時間を要する河川の浸水区域であって、集落等に早急な治水対策が必要な区域において、輪中堤や横堤の設置等により水防災対策を実施する。

H12 目) 河川改修事業補助 事項) 流域水防災対策事業

浸水被害が頻発しているにもかかわらず、河川整備が進まない中山間地域等において宅地の嵩上げ及び輪中堤等の築堤を行う。

+

H13 目) 直轄河川改修費 事項) 水防災対策特定河川事業の創設

目) 河川改修補助 目細) 水防災対策事業費補助

事項) 水防災対策特定河川事業の創設

上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である河川のにおいて、一部区域の氾濫の許容した上で、輪中堤、宅地嵩上げ、小堤等の方式で洪水氾濫から防御する。

の名称変更に加え直轄事業を明記

直轄でも事項) を立て重点整備

氾濫を許容する区域において災害危険区域の指定等の必要な措置を条件

H18 目) 直轄河川改修費 事項) 土地利用一体型水防災事業の創設

目) 河川改修費補助 目細) 土地利用一体型水防災事業費補助

事項) 土地利用一体型水防災事業の創設

土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫の許容した上で、輪中堤、宅地嵩上げ、小堤等により洪水氾濫から防御する。

の名称変更と実施可能地域を拡大

中山間地の狭隘部等の連続堤方式による河川改修が困難である地域に限って実施していたものを効率的、効果的な場合、幅広に実施可能とした。

H19 目) 総合流域防災事業費補助 目細) 総合流域防災事業費補助

事項) 洪水氾濫域減災対策事業

二線堤等の洪水氾濫域拡大防止施設の整備について助成する制度の創設

背景) 近年の集中豪雨の頻発や地球温暖化に伴う水害リスクの増大への対応も含め、地方公共団体等による流域対策と連携した河川整備を強力に推進

H21 目) 流域治水対策事業費補助 目細) 土地利用一体型水防災事業費補助

の目名の変更